権査定請求額」欄記載の金額について、更生債権査定の請求が提起されたが、０円と査定するとの決定がなされた。

未確定更生債権が確定したときは、上記２および３の規定を適用する。ただし、その確定した日が更生手続認可決定日より後である場合には、一括弁済日の定めにかかわらず、その確定日から４か月以内にあって更生会社が任意に定める日を一括弁済日とみなす。

第４章　雑則

第１節　弁済した更生債権

１　少額債権

会社更生法47条５項後段の規定に基づき、裁判所の許可を得て弁済した更生債権（少額債権）は、別表９記載のとおりである。

２　公租公課

会社更生法47条７項４号の規定に基づき、裁判所の許可を得て弁済した優先的更生債権（公租公課）は、別表10記載のとおりである。

第２節　弁済原資の調達方法

更生債権の弁済資金は、事業譲渡代金の内金(更生会社の手元資金)をもって充てる。

第３節　共益債権とその弁済方法

１　既払い共益債権

更生会社が、更生手続開始の日から平成21年９月30日までに支払った共益債権は、別表12記載のとおりである。

２　未払い共益債権

更生会社の平成21年９月30日現在の未払共益債権は、別表12記載のとおりである。

未払共益債権および平成21年９月30日以降更生手続終結に至るまでの間に生じる共益債権は、更生会社の手元資金をもって随時弁済する。

第４節　会社の解散等

１　解散

会社は、更生計画認可決定日をもって解散する。

２　監査役

吉田　正彦（住所松山市小栗４丁目３番７号）を監査役に選任する。

３　株主の権利の変更

株主に対しては、更生計画の定めによる一切の配当は行わない。清算株式会社において、残余財産の分配は行われない。

別表１ないし12　省略

松山地方裁判所

監督命令

平成２１年（再）第２号

群馬県前橋市東善町43番地３

再生債務者　株式会社メッセージ

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　群馬県高崎市問屋町３丁目10―３問屋町センター第２ビル402　室賀法律事務所　弁護士　室賀　康志

平成21年11月20日　　前橋地方裁判所民事部

平成２１年（再）第２５号

名古屋市中区伊勢山２丁目11番15号

再生債務者　愛知木材株式会社

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　名古屋市中区丸の内３丁目14番33号本町法務ビル４階　永冨法律事務所　弁護士　永冨　史子

平成21年11月20日

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（再）第１号

鳥取県倉吉市上井783番地の24

再生債務者　岸田　寛昭

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　鳥取市栄町205番地　弁護士法人河本・森法律事務所　弁護士　河本　充弘

平成21年11月18日　　鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（再）第２号

鳥取県倉吉市上井584番地

再生債務者　天野　武司

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　鳥取市栄町205番地　弁護士法人河本・森法律事務所　弁護士　河本　充弘

平成21年11月18日　　鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（再）第３号

鳥取県倉吉市東巌城町158　コーポ東巌城202号

再生債務者　鵜沼　大雄

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　鳥取市栄町205番地　弁護士法人河本・森法律事務所　弁護士　河本　充弘

平成21年11月18日　　鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（再）第４号

鳥取県倉吉市幸町602番地の１

再生債務者　山口　　宣

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　鳥取市栄町205番地　弁護士法人河本・森法律事務所　弁護士　河本　充弘

平成21年11月18日　　鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（再）第３号

佐賀県鹿島市古枝甲470番地11

再生債務者　株式会社パックス・トーア

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　佐賀市中央本町１番10号　ニュー寺元ビル３階　松尾弘志法律事務所　弁護士　松尾　弘志

平成21年11月18日　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（再）第５号

長崎県島原市有明町大三東戊1302番地

再生債務者　有限会社長崎アグリランド

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　長崎県大村市東三城町12番地４　弁護士法人大村綜合法律事務所　弁護士　髙尾　徹

平成21年11月20日　　長崎地方裁判所民事部

決議に付する決定

平成２１年（再）第１号

北海道帯広市西19条北１丁目８番２号

再生債務者　東邦建設株式会社

１　決議に付する再生計画案　平成21年10月19日付け再生債務者提出の再生計画案

２　議決権行使の方法　書面投票

３　再生計画案に対する回答期間　平成21年12月21日まで

平成21年11月20日　釧路地方裁判所帯広支部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２１年（再）第３号

茨城県東茨城郡城里町下古内776番地

再生債務者　株式会社サザンヤードカントリークラブ

１　決議に付する計画案　平成21年10月23日付け再生債務者提出の再生計画案

２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの

３　債権者集会

⑴　期日　平成21年12月16日午後２時

⑵　会議の目的　再生計画案の決議

４　書面投票期間　平成21年12月15日まで

５　議決権不統一行使の通知期限　平成21年12月11日

平成21年11月19日　　水戸地方裁判所民事部

再生計画認可

平成２１年（再）第６号

横浜市港北区新横浜２丁目17番19号

再生債務者　横浜エレクトロン株式会社

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。

平成21年11月20日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（再）第２２号

大阪市住吉区苅田４丁目２番５号

再生債務者　株式会社西村興産

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。

平成21年11月19日

大阪地方裁判所第６民事部

再生手続終結

平成１８年（再）第２号

高知県香南市野市町中ノ村379番地１

再生債務者　四国ヒューム管株式会社

１　主文　本件再生手続を終結する。

２　理由の要旨　再生計画が遂行された。

平成21年11月20日　　高知地方裁判所